

## 温泉成分分析について

当協会は、昭和59年に温泉分析指定機関の指定を、平成14年には温泉分析登録機関の登録を受け、鹿児島県内の多くの温泉成分分析を行っております。

## 温泉成分分析について

温泉法の改正により温泉利用事業者は、**温泉分析書の「分析終了日」から10年以内に、温泉成分再分析と、その結果に基づく内容の掲示が義務づけられています。**

※温泉成分再分析が必要な温泉利用事業者の方は、お早めにお問い合わせください。

## 当協会は鹿児島県知事の登録を□受けた温泉法登録分析機関です 【鹿児島県第2号（平成14年4月）】

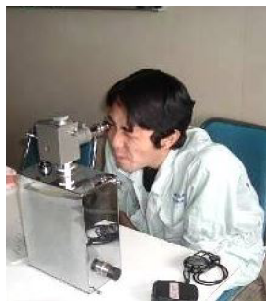
当協会では、温泉利用申請に必要な温泉成分分析のほかに

- 温泉水の飲用適合検査
- 公衆浴場、入浴施設の水質検査(レジオネラ属菌検査など)
- 温泉配管等のスケロル分析
- 温泉掘削等に伴うガス分析（メタン，硫化水素など）

などの項目についても分析を実施しております。



温泉水の採取



ラドンの測定